**○農林水産省告示第千六百十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年八月二十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　栃木県那須烏山市藤田字川西山一九六四、一九六七の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字川西山一九六四（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須烏山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千六百十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年八月二十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　山口県山口市吉田字二高蔵寺三六八、字三高蔵寺三七一、徳地三谷字桃木一〇八六、字桃木向一〇九四、小郡上郷字高平一八一三第一、一八一四第一、一八一五から一八一八まで、一八二一、一八二第一、一八二三、一八二四、字岡田平床一八一八の一、一八一八の二、字王地ケ平一八二六、一八二七、一八二八の一、一八二九、字証人平一八三〇、一八三一、一八三四の一、字東中村二二四八、二二四九、四一三一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字二高蔵寺三六八・字三高蔵寺三七一・字桃木一〇八六・字桃木向一〇九四・字証人平一八三一・字東中村四一三一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び山口市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千六百十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年八月二十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　山口県岩国市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千六百十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年八月二十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　山口県山口市下小鯖字横張九四一（次の図に示す部分に限る。）、九四三、九四四、九四五、九四九、九五二、防府市大字上右田字下迫一七三の一四（次の図に示す部分に限る。）、一七三の五五、一七三の五七・一七三の六四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、大字大崎字奥手斧研二八〇第一二七、二八〇の一二八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字横張九四一・九四三・字草尾九四四・九五二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字下迫一七三の一四、一七三の五五・一七三の六四・字奥手斧研二八〇の一二八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○経済産業省告示第百七十九号**

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十五条第一項第一号の規定に基づき、次のとおり指定保安検査機関を指定したので、同法第七十四条の二第一項第一号の規定に基づき、公示する。

平成二十三年八月二十三日

経済産業大臣　海江田万里

| 名称 | 住所 | 保安検査を行う事業所の名称及び所在地 | 指定の区分 | 指定する地域 | 指定年月日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 株式会社ガス検 | 埼玉県朝霞市田島四十三番地 | 朝霞事業所　埼玉県朝霞市田島四十三番地<br>厚木事業所　神奈川県厚木市旭町五丁目四十一番二十一号<br>土浦事業所　茨城県土浦市真鍋六丁目十五番七号<br>仙台事業所　宮城県仙台市太白区鹿野三丁目十三番一号 | 液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第四十二号）第五十八条第四項において準用する同令第七十七条第二項から第四項までの規定により指定する特定施設の保安検査を行う者としての指定<br>一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第四十二号）第八十三条第四項において準用する同令第七十九条第二項から第四項までの規定により指定する特定施設（空気、酸素、二酸化炭素、フルオロカーボン、アセチレン、エチレン、アンモニア、塩化水素、塩素、水素、天然ガス、石油ガス、石油精製又は石油化学工業の用に供するものを除く。）の保安検査を行う者としての指定 | 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県 | 平成二十三年六月二十七日 |